

平成26年11月5日

東部水道事業所管内 不要金属類の売払い

標記について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

一般競争入札説明書（入札公告）

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称
東部水道事業所管内不要金属類の売払い
- (2) 引渡場所
 - ・ 四條畷ポンプ場 四條畷市美田町 6－1
 - ・ 枚岡ポンプ場 東大阪市若草町 8－2 5
 - ・ 藤井寺ポンプ場 藤井寺市川北 1 丁目
 - ・ 八尾ポンプ場 八尾市沼 4 丁目 3 3
 - ・ 旧東部水道事業所敷地内 東大阪市宝持 3 丁目 1－1 1
- (3) 売払数量、材質、搬出方法
別紙一覧表のとおり
- (4) 不要金属類引渡期間等
平成27年1月14日(水)～同年1月23日(金)の間
※契約の終期は平成27年1月30日(金)とする。
なお、搬出時間は午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日、日曜日の搬出は不可とする。
- (5) 搬出の条件
不要金属類の搬出等の作業を実施するに当たっては、以下の条件を遵守しなければならない。
 - ア 不要金属類の搬出は別途指示する期間で行うこととし、期間指示後速やかに使用する積込機械種、搬出用のダンプトラックの使用台数、周辺環境の保全措置等を記載した搬出計画書及び通行の確保等の措置を記載した搬出計画書を作成、提出の上、承諾を受けること。
 - イ 契約者は、現場責任者を選定し本企業団に通知するものとし、場内作業期間は当該現場責任者を場内に常駐させること。
 - ウ 契約者は、搬出日に各ポンプ場出口に交通整理員を配置すること。
(詳細は別紙「不要金属類一覧表」による)
 - エ 搬出後は清掃等を行い本企業団の確認を受けること。
 - オ その他別紙「東部水道事業所管内施設における作業心得」を遵守すること。
- (6) 一者入札の取扱い
有効とする。

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人であること。

- (1) 公告の日の前月末から契約締結まで引き続き、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加者名簿に登載され、かつ、物品種目「古物商・金属くず業・再生資源集荷業（種目コード 620）」又は「金属くず業・再生資源集荷業（種目コード 626）」で登録されている者であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること
- ア 成年被後見人
- イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- カ 破産者で復権を得ない者
- キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪広域水道企業団入札参加停止要綱又は同要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置要件に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 府の区域内に事業所を有していること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) この公告の日から契約締結の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪広域水道企業団入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

- イ 大阪広域水道企業団暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
- ウ 企業団との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（この公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

3 入札参加申込書の提出期間、提出先、契約条項等を示す場所

- (1) 期間
平成26年11月5日（水）から同月28日（金）まで（土、日、祝日を除く）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (2) 場所
東大阪市下小阪4丁目1番27号
TEL (06)6725-0081
大阪広域水道企業団 事業管理部 東部水道事業所 企画業務課
- (3) 提出する書類
ア 平成26年度一般競争入札申込書
イ 平成26年度一般競争入札参加証
- (4) 提出方法
提出書類は、持参するものとし、郵送又は電送による申請は認めない。
- (5) 現場説明
ア 日 時 平成26年12月4日（木）～12月5日（金）（時間については12月1日（月）17時までに別途指定する。）
イ 場 所 大阪広域水道企業団 四條畷ポンプ場ほか4箇所（引渡場所）
（集合場所については12月1日（月）17時までに別途指定する。）
ウ 連絡先 大阪広域水道企業団 事業管理部 東部水道事業所 企画業務課
東大阪市下小阪4丁目1番27号 TEL (06)6725-0081
エ 質問は、原則として現場説明時に限る。

4 入札の日時及び場所

- (1) 日時
平成26年12月11日（木）午前10時
- (2) 場所
東大阪市下小阪4丁目1番27号
大阪広域水道企業団 事業管理部 東部水道事業所 2階会議室
- (3) その他
ア 入札書は、持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
イ 入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの委任状を持参し、提出すること。
ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札回数は、3回までとする。

5 その他

(1) 入札保証金

入札参加者は契約希望金額（売買金額）の100分の2以上の入札保証金を納めなければならない。（契約希望金額（売買金額）は入札額に100分の108（消費税上乗せ相当分）を乗じた額とする。（6）についても同じ）

ただし、大阪広域水道企業団会計規程第110条の規定に該当する場合は免除する。

また、契約者が契約を締結しない場合は、違約金として契約希望金額（売買金額）の100分の2の金額を徴収する。

(2) 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本企业団により入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

別添契約書（案）による。

(4) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者。

ただし、落札となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(5) 落札者は、落札金額の算出内訳書を提出すること。

(6) 契約保証金

落札者は、当該業務委託契約を締結するにあたり契約希望金額（売買金額）の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、大阪広域水道企業団東部水道事業所長を被保険者とした履行保証保険契約を保険会社と締結し、その保険証書を大阪広域水道企業団に寄託した場合は、契約保証金を免除する。

また、大阪広域水道企業団会計規程第123条第3号の要件に該当する場合は、申請により契約保証金を免除する。

(7) 入札参加者は、大阪広域水道企業団競争入札心得、契約書（案）を熟読しそれらを遵守すること。

(8) 不要金属類の重量

別紙「不要金属類一覧表」の材質、重量は参考値であり、現場説明時に入札参加者が見積ることとし、精算対象としない。

(9) 落札者は契約後、企業団発行の納入通知書により売払い代金を支払った後、搬出作業を行うものとする。